

記載例① 退職の場合（未徴収税額を一括徴収）

給与支払報告書 にかかると 給与所得者異動届出書 特別徴収

提出用

◎異動があった場合は、翌月10日までに提出してください。

受付印 ●●年4月1日	あさぎり町長 様	(特別徴収義務者) 給与支払者	名称(氏名)	〇〇〇株式会社 あさぎり営業所 ⑩				特別徴収義務者指定番号	01234567			
			所在地(住所)	あさぎり町免田東〇〇〇〇番地				整理番号	00002			
			法人番号					担当者	課	総務課		
給与所得者			(a) 特別徴収税額(年税額)	(b) 徴収済額	(c) 未徴収税額(a)-(b)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収	1月1日から退職までの給与支払額(賞与含む)			
フリガナ	アサギリ イチロウ		円	3 月分まで	円	●●.3.31	1.退職 2.転勤 3.休職 4.長期欠勤 5.死亡 6.その他	1.特別徴収継続(給与差引継続) 2.一括徴収(残額一括給料引) 3.普通徴収(残額個人請求)	1,035,000 円			
氏名	朝霧 一郎		183,600	円	30,600				控除社会保険料			
生年月日	昭和・平成 50年10月5日			153,000					157,019 円			
個人番号												
異動後の住所	あさぎり町上南〇〇〇〇番地											

↑※異動事由が「退職」のとき記入する

◎一括徴収する場合

一括徴収の申出	一括徴収予定額			一括徴収した税額は
●●年3月31日	徴収予定月日	徴収予定額	合計(上記(c)と同額)	4月分と一緒に
	4・10	30,600 円	30,600 円	5月10日に納入します。
	.	円		

※1月1日以降の退職者は本人からの申し出に基づくことなく、一括徴収しなければなりません。(地方税法321条の5)

※なお、1月1日以前の退職者についてもできるだけ一括徴収をお願いします。注)退職日が12月31日以前の場合も本人の申出により一括徴収することができます。

◎転勤 新しい勤務先へは月割額 円 月分 から納入するよう連絡済です。

転勤先	所在地	転勤先の担当者	課	
	名称		氏名	
		備考	電話	

※市町村処理欄			
年度	入力	通知	切替
現年度			
新年度			

◎連絡事項・要望等ございましたらご記入ください。